

公益社団法人日本オストミー協会定款

JAPAN OSTOMY ASSOCIATION, INC. (JOA)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本オストミー協会(Japan Ostomy Association, Inc.)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都葛飾区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人工肛門・人工膀胱に関する正しい知識の普及・啓発、人工肛門・人工膀胱の保有者その他の直腸又は膀胱等の機能障害を有する者(以下「オストメイト等」という。)とその家族に対するオストミー・セルフケア及びオストメイト等の社会復帰に関する調査・研究等の事業を行い、オストメイト等とその家族の生活の質(quality of life: QOL)の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オストミーに関する講演会、研究発表会、講習会等と見学視察等
- (2) オストメイト等とその家族に対するセルフケアの相談・助言
- (3) 会誌、オストミーに関する図書、印刷物の刊行等
- (4) オストミーに関する社会適応訓練公益受託事業
- (5) オストメイト等の福祉の増進に資する国際活動
- (6) オストメイト等とその家族の福祉の増進及びリハビリテーションに関する調査・研究
- (7) オストミー関連団体・障害者団体・患者団体との医療・看護・介護・福祉に関わる連携・協力
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事項は、本邦において行うものとし、前項5号の国際活動については海外においても行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、本会の事業に賛同する個人又は団体であって、第7条の規定により次の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の事業に賛同し、インターネットによる活動に参加するため入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 特別会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力又は支援をするために入会した医療・看護・介護等に従事する個人又は団体、オストメイト等の患者会並びに正会員で

被介護者になるなど通常の活動ができなくなった者

- 2 この法人は、各支部1名を基礎数として、正会員150人の中から1名の割合で加えた数で支部ごとに選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。代議員選挙の公示日において在籍年数が3年以上であって、会費の滞納が無く且つ理事及び監事に就任していない正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、支部ごとに2年に1度、1月又は2月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 10 代議員が次のいずれかに該当するに至った時は、総会の議決により、解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他代議員たるに相応しくない行為があると認められるとき
 - (3) 第9条から第11条により会員資格を喪失したと認められるとき
- 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面・電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(代議員の報酬)

第6条 代議員は無報酬とする。

(入会)

第7条 この法人の正会員、準会員、賛助会員及び特別会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

2 準会員、賛助会員及び特別会員の会費等は、理事会において別に定める。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 前条の規定により会員がその資格を喪失したときはこの法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても既納の会費等及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 会費等の金額
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の出席できる社員もしくは第5条（法人の構成）第4項に定める代議員資格要件を満たし、当該社員と同じ支部に属する正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により代理人によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 3 理事のうち2名以内を副会長とし、副会長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 4 理事のうち、6名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって選定する。
- 4 監事は、この法人の理事又は支部長を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、法令及びこの定款に定めるところによりこの法人を代表し、会長を補佐し業務を執行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が不正行為を行い若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは遅滞なくその旨を理事会に報告する。
- 5 監事は、前項の場合において必要であると認めるときは会長に対し理事会の招集を請求することができる。この場合請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には直接理事会を招集する。
- 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときはその調査結果を社員総会に報告する。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求する。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
 - 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任)

- 第29条 理事及び監事は、その任務を怠ったときはこの法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらずこの責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令で定める要件（善意でかつ重大な過失のない場合で特に必要と認めるとき）に該当する場合には、理事会の決議により賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第25条第5項の規定により監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、請求のあった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、法人法に関する法律第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度開始の前日から終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に定時社員総会の2週間前から5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則)

第40条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第45条 この法人の会務運営の円滑化を図り、事業及び役員業務を円滑に実施するため、理事会の決議により委員会及び部会を設置する。

- 2 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 支部

(支部)

第46条 この法人は、地域における事業を行うため支部を置く。

- 2 支部の新設及び統廃合は、理事会の承認を経て行う。
- 3 支部の代表には支部長を置き、支部長は支部の推薦に基づき理事会が選任し、また理事会はこれを解任することができる。
- 4 支部の運営につき必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 この法人は主たる事務所に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。
- 3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第13章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、和田 透、笹岡 勁 高石 道明とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、特例民法法人時に行われた直近の代表社員選挙において選出された者とする。

附則

1. この定款は、平成23年4月1日から施行する。

改訂 平成25年6月3日